

意見書案第 1 号

農地中間管理事業における地域集積協力金の交付に関する意見書案

上記の意見書案を提出する。

平成 27 年(2015 年)3 月 25 日

提出者	北村	収
賛成者	山田	多津子
賛成者	徳永	ひで子
賛成者	赤井	康彦

農地中間管理事業における地域集積協力金の交付に関する意見書

国は、今年度、農業の生産性を高め、競争力を強化していくために必要となる担い手への農地の集積と集約の加速化や生産コスト削減のため、「農地中間管理事業」を制度化されました。

本市においても、この制度を活用し、農地の集積、集約化を進めるべく、90 余りの集落に積極的に呼びかけ、4 集落において約 152 ヘクタールの農地を集積されたところです。

こうした中、今年度 10 月時点で、「地域集積協力金」については国の予算が不足しており、また追加配分も期待できない旨を滋賀県から聞いていたことから、本市では平成 27 年度に交付手続きを繰り越すこととし、農地中間管理機構への農地の貸付手続きについても、国の実施要綱における交付要件である 12 月末を超えて平成 27 年 1 月に手続きがなされたところです。

こうしたところ、先の国の大型補正予算で所要額 200 億円が翌年度から前倒し計上され、本県における今年度の必要予算額が全額確保されました。しかしながら、国の要綱上の交付要件を満たす「12 月末までに機構へ農地を貸し付けた地域」と「そうでない地域」との間で交付に差が生じることとなり、本市の 4 集落のように、国の予算不足の状況に起因して交付手続きを平成 27 年度に繰り越した地域においては、国の要綱改正の動きを含め、その交付時期や交付金額について憂慮されておられる状況です。

つきましては、今後の農地中間管理事業の円滑な推進と意欲的に農業に取り組む農家を支援す

るため、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 国の実施要綱における交付要件は、「12 月末までに農地中間管理機構へ農地を貸し付けること」となっていますが、本市の 4 集落のように、地域の担い手へ早期に農地を集積しようと取り組んだものの、国の予算不足の状況から、12 月末を超えて平成 27 年 1 月に農地中間管理機構へ農地を貸し付けた地域においても、不利益が生じることなく、12 月末までに貸し付けた地域と同様の扱いとなるよう必要な措置を講じること。
- 2 先の国の大型補正予算で農地中間管理事業に関する所要額 200 億円が前倒しとなり、その結果、大幅減額となった平成 27 年度予算においても、新たに地域集積協力金の交付要件を満たした集落には、必ず交付できるよう農地中間管理事業に必要な予算を確保するとともに、予算が不足する場合は早期に追加配分できる仕組みを構築されるなどの必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年(2015 年)3 月 25 日

彦根市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

農林水産大臣 殿